

# 4月1日「一般社団法人」に移行

## 内発協

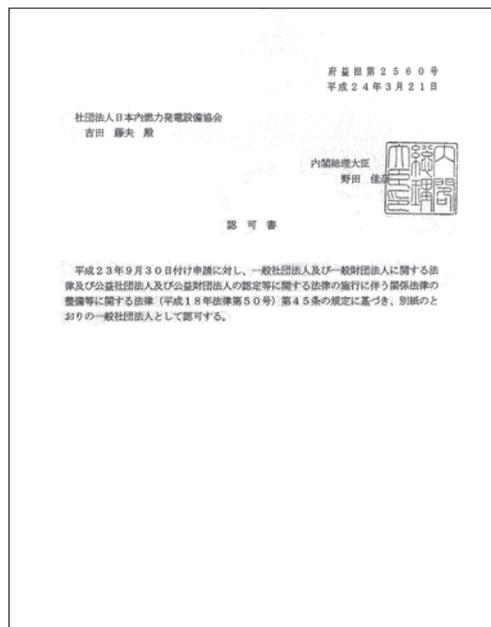
内発協は、平成24年3月21日付で、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく「一般社団法人」への移行が認可され、平成24年4月1日の設立登記をもって、「一般社団法人 日本内燃力発電設備協会」に移行しました。公益法人制度改革については、関連3法案が平成20年12月1日に施行され、既存の社団（財団）法人は、平成25年11月30日までに「公益社団法人」又は「一般社団法人」への移行手続きを行う必要がありました。内発協は、この度の移行により新法人としてスタートしましたが、同改革の新たな枠組みのもとで、目的意識をより明確にして、適正な事業の実施に努めてまいります。

### 1. 移行認可までの主な対応

- 1) 平成21年5月の通常総会にて、「非営利型の一般社団法人へ、平成23年度に移行申請を行う予定」で承認を得ました。
- 2) 平成22年5月の通常総会にて、定款（案）の承認（仮承認）を得ました。
- 3) 平成23年5月の通常総会にて、定款（案）の承認を得ました。
- 4) 同じく、平成23年5月の通常総会にて、公益目的支出計画の実施事業として、「自家用発電設備専門技術者の養成事業」の他に「防災用自家発電設備の経年劣化調査事業」及び「自家用発電設備に係る新技術調査・研究事業」を追加し3事業とすること、及び一般社団法人への移行認可申請を行うことに関しての承認を得ました。

※なお、公益目的支出計画は、一般社団法人へ移行する場合の要件として、移行時に保有している財産は、それまで公益法人として取得し税優遇の恩典を受けながら蓄財したものと見なされる為、その財産に相当する額について、公益目的事業において計画的に支出する必要があります。また、実施事業とは、公益目的支出計画を行う事業をいいます。

- 5) 移行認可申請書を内閣府公益認定等委員会へ平成23年9月30日に提出しました。
- 6) 公益認定等委員会の審議の結果、平成24年1月20日付けにて内閣総理大臣宛てに答申書が提出され、平成24年3月21日付で、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく「一般社団法人」への移行が認可されました。
- 7) 平成24年4月1日付けで、社団法人 日本内燃力発電設備協会の解散登記及び一般社団法人 日本



認可証

内燃力発電設備協会の設立登記を行い、新法人として、スタートしました。

### 2. 移行認可後の概要

- 1) 一般社団法人に移行後も事業内容等に大きな変更はありませんが、法人のガバナンスに関しては変更があり、①理事会については理事・監事本人の出席（代理出席の不可）、②定款の変更等、法人にとって特に重要な事項の議決については、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数が必要となります。
- 2) 平成23年度決算（平成24年5月の通常総会での承認要）で、「公益目的財産額」及び「公益目的支出計画」の実施期間が確定します。
- 3) 平成24年4月1日からは、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間は、内閣府による監督を受けることとなりますが、公益目的支出計画の完了後は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて自主的に協会が運営されることとなります。
- 4) 製品認証事業については、総務省の消防法に基づく登録認定機関となっていますので、総務省消防庁の指導は継続されます。自家発電設備に関する電気事業法、消防法、建築基準法等に係る規制、運用等も従来と特に変わるところはありません。